

【提案団体向け】

しまね社会貢献基金団体クラウドファンディング事業」に関するQ & A

Q 1	「クラウドファンディング事業」とはどのような事業ですか。	A 1	本事業は、しまね社会貢献基金登録団体（登録予定団体も含む）から事業提案を受け、審査を行います。その後、採択された事業の事業費調達をクラウドファンディングの手法により行うものです。
Q 2	他のクラウドファンディングサイトと比べメリットはありますか。	A 2	団体のメリットとしてはサイト側に手数料を払わなくてよいことや、寄附者のメリットとしては税の優遇措置を受けられることなどが挙げられます。
Q 3	応募する事業は、新規・拡充事業である必要がありますか？継続事業は対象とはなりませんか。	A 3	団体の事業計画に登載されている事業であれば、新規・拡充事業でなくても対象となります。
Q 4	しまね社会貢献基金登録団体ではありませんが、事業に応募できますか。	A 4	登録する予定であれば、応募時期に登録団体になっていない場合でも事業の応募は可能です。ただし、登録団体になるまで事業は実施できません。団体登録の手続きについては、NPO活動推進室までお問い合わせください。
Q 5	どのような経費が、補助金対象になりますか。	A 5	事業実施に必要な経費と認められれば、全て対象となります。ただし、事業実施期間外の人件費や家賃等の管理費は対象なりません。（管理費は事業実施期間中の日割りで計算した金額を助成します）
Q 6	他の補助金を受けている場合又は受けることとなった場合は補助金申請ができますか。	A 6	県の他の補助金、交付金等を受ける（予定を含む。）場合は、申請できません。また、その他民間等の補助金を受けている場合でも申請ができない場合がありますので、事前にNPO活動推進室にご相談ください。
Q 7	クラウドファンディングは今まで行ったことがありませんが、団体HP等で行うのでしょうか。	A 7	県民活動応援サイト「島根いきいき広場」の「クラウドファンディング」サイト上にて、寄附募集を行いますので、団体においてHP上に新たにサイトを開設していただく必要はありません。
Q 8	クラウドファンディングによる寄附募集期間はどのくらい設定できますか。	A 8	募集期間は最長2ヶ月まで設定できます。当初1ヶ月で設定した場合でも、1ヶ月経過後、目標金額に達しなかった場合は1ヶ月の延長が可能です。

Q 9	クラウドファンディング募集期間内に目標額に達しなかった場合はどうなりますか。	A 9	募集期間に集まった額で事業を実施していただきます。事業内容を当初より縮小したり、軽微な変更をすることは可能ですが、目標額に達しなかったことを理由に事業を中止することはできません。
Q10	クラウドファンディング募集期間途中に目標額に達した場合はどうなりますか。	A10	目標額に達した時点で、期間途中であっても寄附募集を停止します。
Q11	募集期間中に集まった寄附金は全て事業に活用することができますか。	A11	申込のあった寄附金のうち、実際には入金されない寄附金がある場合があります。 県が定める納期限までに入金があったものは事業に活用していただけますが、納期限を過ぎて入金された寄附及び目標額を超過する寄附については、団体が実施する別の事業に活用することができます。 (別途申請が必要です)
Q12	事業はいつから着手できますか。	A12	事業着手は令和7年4月1日から可能です。 それ以前にかかった経費については <u>補助対象外</u> となりますのでご注意ください。 また、事業に活用できる寄附額が確定するには、クラウドファンディング募集終了後から2週間～1ヶ月を要します。寄附額が確定した際は、県から寄附確定通知を送付しますので、交付申請手続きを行ってください。
Q13	事業はいつまで行うことができますか	A13	令和8年3月31日までです。それ以降にかかった経費については <u>補助対象外</u> となりますのでご注意ください。
Q14	交付決定通知と同時に、補助金は入金されるのでしょうか。	A14	事業完了後、実績報告書を提出していただき補助金額が確定すれば入金いたします。 また、概算払請求書(様式第8号)を提出いただいた場合は、事業完了前に補助金の振り込みを行います。 ただし、概算払請求については、寄附額が確定し、交付決定をされた後にのみ請求が可能となりますので、ご注意ください。

Q15	寄附者にお礼状を送りたいです。寄附者の氏名や住所、連絡先を団体が知ることはできますか。	A15	以下の寄附者の情報のうち、事前に寄附者の了承を得た情報のみを県から団体へお伝えします。 ○提供する情報 氏名、住所、メールアドレス、寄附金額
Q16	返礼品の設定はできますか。	A16	団体名などを記した簡素な文具など「対価と言えない程度の返礼品」は寄附者に提供して差し支えないものと考えます。 ただし、上記の返礼品を用意する場合でも、寄附を募集する際に、「島根いきいき広場」においてその旨を記載することはできません。 なお、対価性のある返礼を行う場合は、NPO法の認定基準における寄附金には該当しないこととなりますので、ご注意ください。 ＜対価と言えない程度の返礼品の例 (NPO法の認定基準における内閣府の見解)＞ ・活動報告書・無料の会報誌 ・団体が運営する施設等の作業の一環で作成した手芸品 ・団体名などを記した簡素な文具 ※団体の活動を周知するためのものに限ります

しまね社会貢献基金クラウドファンディング事業」に関するQ & A

Q 1	一般的なクラウドファンディングとの違いはありますか。	A 1	皆様から頂いた寄附金が直接団体に入金されるのではなく、島根県（しまね社会貢献基金）が受け取った寄附を、“補助金”という形で団体にお渡しします。
Q 2	寄附の方法を教えてください。	A 2	島根いきいき広場に掲載している、各団体のクラウドファンディング情報の「寄附する」というボタンから寄附のお申し込みができます。 寄附の方法は、クレジットカード決済、現金の2種類からお選びいただけます。 詳しくは、操作マニュアル～クラウドファンディング情報寄附編～をご覧ください。
Q 3	現金での寄附の流れを教えてください。	A 3	現金での寄附の場合、県で申込内容を確認し、入力していただいた住所あてに「納入通知書」を郵送します。お近くの金融機関等において納入通知書記載の納期限までに払込をお願いします。
Q 4	現金で寄附する場合、納期限はいつまでですか。	A 4	納期限は「納入通知書」の通知日から起算して15日後です。
Q 5	現金で寄附する場合、納入通知書記載の納期限を過ぎて入金しても良いですか。	A 5	納期限を過ぎても払込は可能です。 ただし、寄附募集終了後、納期限を過ぎて入金をされた場合は、今回のクラウドファンディング事業への寄附としてではなく、指定していただいた団体の活動支援金として別途活用いたします。
Q 6	目標額を超えた寄附はどのように活用されますか。	A 6	指定していただいた団体の活動支援金として別途活用いたします。
Q 7	寄附者の情報は寄附した団体に伝わりますか。	A 7	事前に寄附者の了承を得た情報のみを県から団体へお伝えします。寄附申込の際、以下の「○提供する情報」のうち、提供してもいい情報を選択していただきます。（すべて提供しないことも可） ○提供する情報 氏名、住所、メールアドレス、寄附金額
Q 8	クラウドファンディングで寄附した際の返礼品はありますか。	A 8	一般的なクラウドファンディングとは異なり、返礼品はありません。 ただし、団体名などを記した簡素な文具など、対価

			と言えない程度の返礼品に限り、団体から寄附者の皆様に送付される場合があります。
Q 9	寄附者側のメリットはありますか。	A 9	島根県（行政）への寄附となりますので、個人の場合は寄附額の 2 0 0 0 円を超える部分について税控除を受けることができます。 また、企業の場合は寄附金を全額損金算入することができます。 ※税控除を受けるためには、ワンストップ特例制度の申請または確定申告の手続きが必要となります。 ※税控除額は寄附者の収入状況等により異なりますので、お近くの税務署・市町村窓口にご確認ください。 税制上の優遇措置については、参考までに総務省のふるさと納税のページもご覧ください。 総務省 ふるさと納税の仕組み 
Q 10	何円から寄附できますか。	A 10	1 円から寄附していただけます。